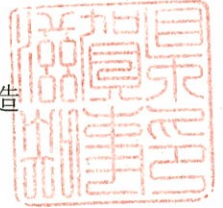




滋 森 政 第 1 2 号
令和 6 年 (2024 年) 1 月 17 日

滋賀県森林審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



湖北地域森林計画および湖南地域森林計画の変更について (諮問)

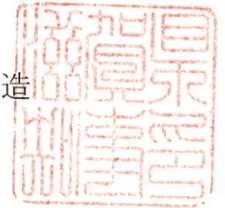
標記について、貴審議会の意見を聴きたいので、森林法 (昭和 26 年法律
第 249 号) 第 6 条第 3 項の規定に基づき諮問します。



滋 森 政 第 13 号
令和 6 年 (2024 年) 1 月 17 日

滋賀県森林審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



水源森林地域の変更 (案) に対する意見について

水源森林地域の変更 (案) について、滋賀県水源森林地域保全条例 (平成 27 年滋賀県条例第 6 号) 第 6 条第 8 項で準用する同条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見をもとめます。

滋 森 政 第 14 号
令和6年(2024年)1月17日

滋賀県森林審議会
会長 長谷川 尚史 様

滋賀県知事 三日月 大造



一般社団法人滋賀県造林公社の公益的役割について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を聴きたいので、別紙のとおり諮問します。

(別紙)

一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）は、日本の戦後復興期の拡大造林政策の推進を図るため昭和40年に設立されました。

昭和40年以降以降、県内に約2万ヘクタールの人工林を造林し、造林木が順次伐期を迎え、平成27年度からは旧滋賀県造林公社の事業地、令和5年度からは旧びわ湖造林公社の事業地で本格的な伐採事業を開始し、公社経営の大きな転換期を迎えています。

しかしながら、木材価格の低迷や伐採コストの上昇等による伐採事業の採算性の悪化や分収造林契約の変更・解約が計画目標に達していない等、公社事業においては課題を有しています。

また、県内の森林では、ニホンジカの食害等による植生被害の増加や頻発する気象災害による流木・土砂流出被害の発生等の問題、森林所有者の高齢化により管理が適切に行われない森林の増加等の問題が顕在化し、水源涵養機能をはじめとする森林の多面的機能の喪失が懸念されています。

こうしたことから、公社では、特定調停条項に基づく森林の公益的機能の持続的発揮と木材生産における採算性を両立するという本来の役割に加え、本県の森林・林業施策の推進において、公社が森林施業・森林管理のモデルとなるべきであるという認識のもと、琵琶湖の水源林を健全な形で未来に引き継いでいくための役割をこれまで以上に取り組む必要が生じています。

以上より、今後、県の森林・林業行政を進める中で公社が担うべき公益的役割について、専門的な審議をしていただきたく諮問します。